



サル、イノシシ、カラスなどから  
農作物を守るために..



## 被害防止施設（電気柵・防護柵）設置補助金 申請期間が間近です お早めの申請をお願いします

有害鳥獣の進入を防ぐために設置する電気柵や防護柵の購入費用に対して補助をおこなっています。まだ申請をされていない方はお早めに申請をお願いします。なお、補助金は決められた予算の範囲内での交付となるため、申請が予算額を上回った場合は交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。

### ■ 補助申請の受付期間(令和3年度)

**令和3年10月15日(金)まで**

※令和3年4月1日以降の資材購入から設置まで完了されれば補助対象となります。  
10月15日以降の申請は補助金の交付ができない可能性があります。

### ■ 対象となる方

町内の農地等で農林産物の生産を行う方です

※企業や営農法人なども対象となります

※補助金の申請後に、「川本町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」に基づき、町税等の滞納がないか審査します

### ■ 補助の内容

- 電気柵や防護柵を設置する場所は、田、畑などの農林産地
- 補助額は、資材購入経費の1/2(100円未満切り捨て ※補助限度額は50,000円)  
※ただし、法人・企業・認定農業者等の方は、補助限度額が300,000円となります。
- 対象となるものは、電気柵、防護柵(ワイヤーメッシュ、トタンなど)、防鳥ネットなど、有害鳥獣の進入を防ぎ、農作物の被害を防止する資材です。(※工事費用は対象外)

申請が個人の場合

畑にワイヤーメッシュを設置した..

85,000円(経費) × 1/2(補助率) = **補助額は 42,500円**(100円未満は切捨)  
※補助限度額50,000円以内まで、申請は複数回できます

田んぼに電気柵を張った..

120,000円(経費) × 1/2(補助率) = 60,000円  
※補助限度額は50,000円のため、**補助額は 50,000円**

### ■ 申請から、補助金支払いまでの流れ (必要書類は、役場産業振興課にあります)

#### ① 交付申請

- ・交付申請書
- ・事業調書
- ・納税確認の同意書

#### ② 実績報告

- ・実績報告書
- ・領収書及びレシート
- ・設置位置図
- ・写真

#### ③ 補助金の請求

- ・補助金請求書  
→ 補助金の支払い

お問合せ

川本町役場 産業振興課  
電話 0855-72-0636